

役員・評議員報酬規程

社会福祉法人 弘法会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人 弘法会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費の実費分であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 本法人は、役員又は評議員が次の職務遂行に伴い発生した交通費の実費を支払わないものとする。

- (1) 理事会又は評議員会に出席した場合の費用

(公表)

第5条 本法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は平成29年6月17日から施行する。

この規程は令和2年4月1日から施行する。